



新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、政府は、2021年4月25日から5月11日までの期間、東京、大阪、兵庫、京都の4都府県を対象に、3回目となる「緊急事態宣言」を出しています。4月における、職場でのクラスターは、全国で90件以上発生し、高齢者施設などを上回り最も多くなっていることが分かっています。自粛が続き、ステイホームが余儀なくされていますが、自宅で過ごす楽しみ方もみつけながら、頑張っていきましょう。

## 小規模事業者持続化補助金について

生産性向上を目指す中小企業を支援する枠組みとして、「ものづくり・商業・サービス補助金」、「小規模事業者持続化補助金（略称：持続化補助金）」、「IT導入補助金」の3つの制度が設けられています。そのうち、「小規模事業者持続化補助金（略称：持続化補助金）」については、小規模事業者が経営計画を策定して販路開拓や生産性向上に取り組むことを支援する制度となっております。採択されれば、これらの費用について最大100万円の補助を受けることができます。

なお、小規模事業者とは、業種ごとに下表に掲げる従業員数に該当する事業者をいいます。

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）	5人以下
宿泊・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

### ●補助額の上限と補助率

持続化補助金には、「一般枠」と非接触モデルに特化した「低感染リスク型ビジネス枠」があり、それぞれの補助額の上限と補助率は下の通りとなっております。

類型	補助の内容
一般型	上限50万円 補助率は3分の2
低感染リスク型ビジネス枠	上限100万円 補助率は4分の3 補助金総額の4分の1以内（最大25万円）を感染防止対策費に充当が可能 *緊急事態宣言の再発令に伴い令和3年1月～3月のいずれかの売上高が前年又は前々年比30%以上減の場合には、2分の1（最大50万円）へと増額。

### ●補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「一般型」、「低感染リスク型ビジネス枠」の区分によって異なり、おおむね以下の内容となっております。

類型	補助対象となる経費
一般型	・店舗の改装・チラシの作成・広告の掲載費など
低感染リスク型ビジネス枠	・オンライン化のためのツール・システムの導入費用 ・ECサイトの構築費など 感染防止対策費 ・消毒液購入費・換気設備導入費など

### ●その他

「一般型」については、事業計画期間内に、給与等支給額が年率平均で1.5%以上の増加、事業場内の最低賃金が地域別最低賃金の30円以上であること等が採択の加点要因となります。

応募締切など、今後のスケジュールについては、HP（一般型：[shokokai.or.jp](http://shokokai.or.jp)、低感染リスク型ビジネス枠：[jizokuka-post-corona.jp](http://jizokuka-post-corona.jp)）などでご確認ください。

# 知っとこ! 「税務のマメ知識」

## 3年以内に大家さんになった人は・・・

貸付事業宅地の小規模宅地の特例についてです。  
 アパート用地や駐車場などの貸付事業用宅地の相続税評価額を減額する特例（小規模宅地特例）について、**4月1日以降**は「**相続前の3年以内に賃貸を開始した不動産**」は原則として適用できなくなります。

小規模宅地特例は宅地の相続税評価額を最大8割減額できる制度で、被相続人の住んでいた家や貸付事業用の建物などを引き継いだ相続人が利用できます。

貸付事業用の宅地で利用するには、相続人が貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、その期限まで事業を続ける必要があります。

以前は、**被相続人が貸付事業を始めた時期に関する条件は、設けられていなかった**ため、相続の直前に貸付事業を開始して特例の対象とする節税策が使われてきました。

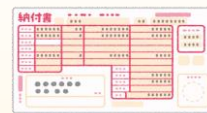
2018年度の税制改正で「**相続開始前の3年以内に貸付事業を始めた不動産を対象とするルールが新たに設けられ**、その経過措置として、2018年より前に貸し始めた不動産であれば、事業開始から3年以内の不動産でも特例の対象とすることになっていましたが、**今年3月31日で終了**しました。

なお、貸付事業以外の事業で使う宅地についても、一定の条件に当てはまる事業の宅地は、この対象となります。  
 ただし、2019年4月1日より前に事業を開始していたのであれば、来年3月31日までに相続が発生した場合には、経過措置によって特例を適用できます。

# 今月のいろいろ 「掲示板」

## ❖源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**半年分まとめて納める**こととなりますので、直前に慌てないよう事前に準備しておきましょう。



## ❖社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額の設定時期が来ました。毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方は対象外**です。算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給**

(定期券、食事、自社製品など)  
**も金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。**

提出期限は7月10日となっています。



# 今月のあなたの運勢

## ❖血液型編❖

A型	B型	O型	AB型
今までの努力が報われそうです。特に専門的な分野の職種の方は、吉です。整理整頓が開運のカギになりそうです。	柔軟な発想でアイデアがわきそうな時期です。集中力も高まりそうです。自分磨きに投資してみるのもよいでしょう。	何かを変えたいと思っている人は、方向転換してもよい時期のようです。やったことのないことにも、挑戦してみてください。	計画をじっくり立てて、物事を進めていくとよいでしょう。今は、焦らず、落ち着いて一人の時間も大切に、過ごしてみてください。



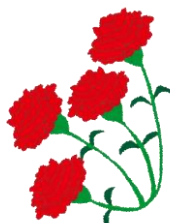
## 優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp □http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。